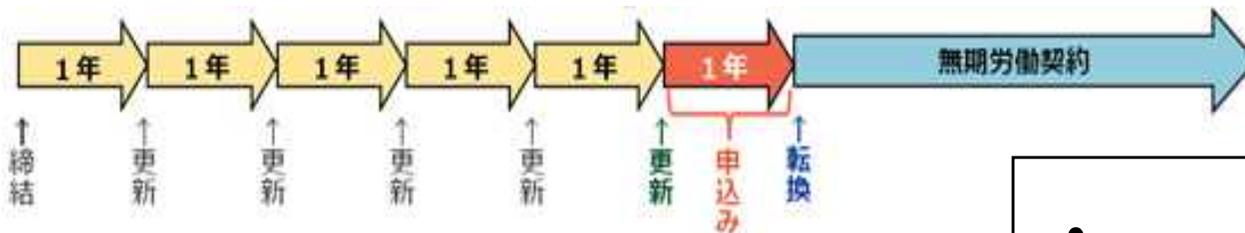


知っておきたい！！ 無期転換ルール Q&A

無期転換ルールとは、労働契約法第18条により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約を1回以上更新し、通算で5年を超えたときに、労働者の申込みにより無期労働契約に転換されるルールです。

契約社員やパート、アルバイトなど名称は問わず、全ての企業が対象です。



有期契約労働者の
無期転換
ポータルサイト



Q

申込みがあれば、すぐに無期労働契約になりますか？

A

無期労働契約の始まりは、有期労働契約の末日の翌日からとなります。

例：2024年4月1日～2025年3月31日の契約
無期転換となるのは2025年4月1日

Q

申込みを拒むことはできますか？

A

無期転換の申込みがあった場合は、その時点で無期労働契約が成立するため、申込を拒むことはできません！

申込みは口頭でも有効ですが、紛争防止の観点から書面で申し込むことをお勧めします！

無期転換ルールに関する問い合わせは
愛媛労働局 雇用環境・均等室
電話 089-935-5222

無期転換サイト

検索

